



















外為法に基づく資産凍結措置の対象者

(2014年7月23日現在)

1. 安保理決議1267号に基づく指定(タリバーン、アル・カーイダ関係者)

344個人・71団体

▽例

(個人)

○モハンマド・ハッサン・アフンド (アフガニスタン)

○ファリード・アイダル (アルジェリア)

(団体)

○ジャマトウ・アフリス・スンナ・リッダアワティ・ワル・ジハード (ナイジェリア)

○アル・ハラマイン財団パキスタン (パキスタン)

2. 安保理決議第1373号に基づく指定(テロリスト)

25個人・20団体(いずれもG7との協調により指定)

▽例

(個人)

○ハーリド・シャイク・ムハンマド (クウェイト)

○アハマド・イブラヒム・アル・ムガシル (サウジアラビア)

(団体)

○パレスティナ・イスラミック・ジハード (シリア)

○アル・アクサー殉教者旅団 (パレスチナ)

(以上)

